

松本市公告第437号

松本市立特別支援学校設置事業及び源池小学校長寿命化改良事業設計業務委託を実施する者を公募型プロポーザルにより募集します。

令和7年9月22日

松本市長 臥雲 義尚



1 業務概要

(1) 業務名称

松本市立特別支援学校設置事業及び源池小学校長寿命化改良事業設計業務委託

(2) 業務内容

本事業に係る基本設計、実施設計及び劣化度調査

(3) 計画建物

- ア 建物名称 松本市立源池小学校、(新設) 松本市立特別支援学校
イ 所在地 松本市県3-5-1
ウ 建物用途 小学校、特別支援学校(小学部)
エ 敷地面積 約18,520㎡
オ 建物面積 既存建物(教室棟及び管理棟など) 約4,355㎡
増築棟想定面積 約1,500㎡

(4) 委託金額(上限額)

114,710,000円(消費税および地方消費税含む)

2 履行期間

業務委託契約締結の日から令和9年3月31日(水)まで
(令和7年～令和8年度継続事業)

3 プロポーザルの参加資格要件

(1) 参加者の資格等

プロポーザルへの参加資格は、プロポーザル参加表明書類の提出期限である令和7年12月9日(火)において以下の要件をすべて満たす者とする。

また、契約締結までの間に参加資格を失った場合は、その時点で失格とする。

区分	参加者の資格等
①	地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項または松本市財務規則(昭和3年規則第10号)第104条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
②	公告の日において、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく会社更生手続開始の申立てまたは民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者ではないこと。
③	松本市暴力団排除条例(平成24年条例第3号)第2条第2号に規定する暴力団員または同条例第6号第1項に規定する暴力団関係者ではないこと。

④	松本市建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成9年3月10日訓令甲第1号）の規定による指名停止措置を受けていないこと。
⑤	国及び他の地方公共団体において指名停止措置を受けていないこと。
⑥	松本市建設工事入札制度合理化対策要綱（昭和42年2月6日告示第11号）第8条に基づく、建設コンサルタント入札参加資格者名簿の建築コンサルタント業務に登録されている者であること。
⑦	松本市内に本店を有すること。
⑧	建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の3第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録がある者であること。
⑨	建築士法第5条の規定による一級建築士免許の登録がされている者を4名以上自社で雇用していること。ただし、当該一級建築士は、全て公告日以前3か月以上の恒常的な雇用関係にあること。
⑩	管理技術者は、一級建築士免許の登録がされている者（公告日以前3か月以上の恒常的な雇用関係にある者）1名を配置できる者であること。 担当主任技術者は、意匠、構造、電気設備、機械設備の各分担業務分野（以下、「各分野」という。）ごとに1名もしくは2名を選定し、配置できる者であること。 詳細については、「(2) 配置技術者等の要件」を参照すること。
⑪	長野県内において、学校教育法第1条による施設の延床面積が1,500㎡以上の増築（※1）の設計業務の実績（※2）があること。

※1 対象となる延床面積は、増築部分とする。

また、松本市における長寿命化改良事業及び大規模改造事業については、当該面積を本事業で要求する増築面積に換算することができるものとする。

※2 基本設計及び実施設計を元請けとして行ったものであり、平成22年4月1日から参加表明書類の提出期限である令和7年12月9日（火）までに当該業務を完了したものとする。

(2) 配置技術者等の要件

ア 管理技術者

(ア) 管理技術者は、各分野の設計業務の設計協力に係る業務を統括し、本業務の全体を統括する者をいう。

(イ) 管理技術者は、1名として、各分野の主任技術者を兼任することはできない。

(ウ) 平成22年4月1日から参加表明書類の提出期限である令和7年12月9日（火）までに学校教育法第1条による施設の増築または松本市における長寿命化改良事業及び大規模改造事業の基本設計及び実施設計業務の実績があるものとする。

イ 主任技術者

(ア) 各分野の業務内容

分野	業務内容
意匠担当	建築物の意匠に関する設計及び構造、設備に関する設計をとりまとめる設計
構造担当	建築物の構造に関する設計
電気設備担当	建築部の電気設備に関する設計
機械設備担当	建築物の給排水衛生設備、空調換気設備及び昇降機等に関する設計

(イ) 主任技術者は、管理技術者の下で各分野における担当技術者を総括する役割を担う者をいう。

(ウ) 各分野の主任技術者は、1名もしくは2名として、他分野の主任技術者を兼任することはできない。

(エ) 平成22年4月1日から参加表明書類の提出期限である令和7年 12月9日(火)まで学校教育法第1条による施設の増築または松本市における長寿命化改良事業及び大規模改造事業の基本設計及び実施設計業務の実績があるものとする。

(オ) 各分野の主任技術者は、協力者（以下、「協力事務所」という。）から配置することができることとする。

(3) 協力事務所

ア 参加者は、必要に応じて協力事務所を設けることができることとする。

イ 協力事務所の選定にあたっては、十分な能力を有するものを選定するとともに、自らの責任において指導すること。

また、協力事務所届（様式第5号）を提出すること。

ウ 協力事務所の資格要件

(ア) 建築事務所に必要な要件

a 建築士法（昭和25年法律第202号）による建築士事務所の登録がある者であること。

b 配置する担当者は、建築士法上、当該対象物件に対応できるものであること。

(イ) 設備事務所に必要な要件

建築士法（昭和25年法律第202号）による設備設計一級建築士または建築設備士が1名以上所属していること。

(ウ) 建築事務所及び設備事務所の共通要件

前記の3プロポーザルの参加資格要件、(1)参加者の資格等、①～⑤を全て満たすこと。

(4) アドバイザー

ア 参加者は、必要に応じて、特別支援教育における校舎設計に関して、大学等に所属する研究者や建築士等をアドバイザーとして設けることができることとする。

アドバイザーの専門分野の例示
学校のバリアフリーデザイン、特別支援学校の建築計画、学校オープンスペースの配置計画、障がい児等のための特別支援空間の計画、インクルーシブ教育に配慮した教室空間整備など

イ アドバイザーを選定する場合は、選任目的とその関わり方を明確にし、アドバイザー選任届（様式第6号）を提出すること。

4 実施要領等の配布

令和7年9月22日(月)に実施要領および参考資料等を松本市ホームページに掲載する。

様式は、必要に応じダウンロードして使用すること。

5 質疑の受付および回答

本プロポーザルの実施に関する質問（参加資格および技術提案書）については、以下のとおりとする。

(1) 質疑受付期間

ア 参加資格に関する質疑

令和7年9月22日(月)から令和7年10月1日(水)午後5時まで

イ 技術提案書に関する質疑

令和7年10月27日(月)から令和7年11月5日(水)午後5時まで

(2) 回答期限

ア 参加資格に関する回答

令和7年10月8日(水)

イ 技術提案書に関する回答

令和7年11月14日(金)

(3) 提出方法及び回答方法

ア 提出方法

参加資格に関する質問書（様式第12号）または技術提案書に関する質問書（様式第13号）により作成のうえ、事務局へ電子メールで提出した後、事務局に電話して着信を確認すること。

イ 回答方法

松本市ホームページに掲載する。

6 現地見学会

(1) 受付

ア 受付期間

令和7年10月27日(月)から令和7年10月28日(火)午後5時まで

イ 提出方法

参加を希望する場合は、現地見学会参加表明書（様式第11号）により作成のうえ、事務局へ電子メールで提出した後、事務局に電話して着信を確認すること。

当日の詳細については、別途メールにて通知する。

(2) 現地見学会

ア 場所

松本市立源池小学校 松本市県3-5-1

イ 日時（予定）

令和7年10月30日(木)

(ア) 1回目 午前8時40分から午前10時まで

(イ) 2回目 午前10時20分から午前11時40分まで

(ウ) 3回目 午後1時から午後2時20分まで

(エ) 4回目 午後2時40分から午後4時まで

- (オ) 5回目 午後4時20分から午後5時40分まで
- ウ 参加人数
1事業者につき3名以内とすること。
- エ 駐車場
駐車場に余裕がないため、乗り合わせで来校すること。
- オ 当日の受付方法
現地見学会参加表明書（様式第11号）のコピーを現地にいる市の職員へ提出すること。
- カ 注意事項
- (ア) 現地調査時は、学校活動の妨げにならないよう注意すること。
 - (イ) カメラ等による撮影は、可能とするが、児童及び学校関係者、並びに児童の氏名等個人情報が掲示されている場所等は、被写体として写らないよう十分に注意すること。また、撮影した画像等は、本事業以外の使用を禁止する。
 - (ウ) 見学時は、本事業に関する質問は受け付けない。
なお、質問がある場合は、質問書を受付期間内に提出すること。

7 審査方法

- (1) 本プロポーザルは、公募型プロポーザルとし、二段階方式で実施する。
- (2) プロポーザルの審査項目は、次に掲げるものとし、「松本市プロポーザル方式の実施に関するガイドライン」第8に基づき、「松本市立特別支援学校設置事業基本計画・基本設計業者審査委員会」（以下「審査委員会」という。）が審査し選定する。

8 第一次審査

(1) 審査内容

参加表明書を提出した者のうち、評価の合計点が高いものから技術提案書の提出者として5者程度を選定する。ただし、評価の合計点が同点となった場合は、この限りではない。

なお、評価項目及び配点は、以下のとおりとする。

(2) 評価項目

あらかじめ事務局にて、評価項目①及び②の採点、集計を行い、審査委員会に提出して審査する。

評価項目及び配点（100点満点）		区分		配点
① 配置予定の技術者の資格	20	担当主任技術者	意匠	5
			構造	5
			電気	5
			機械	5
② 配置予定技術者の業務実績	80	管理技術者		30
		担当主任技術者	意匠	20
			構造	10
			電気	10
			機械	10

(3) 審査基準

① 配置予定の技術者の資格（様式第4号）

各担当主任技術者について、保有資格が資格評価表のいずれかであるかにより配点（5～1）する。

資格評価・配点表

分野	評価する技術者資格等	配点
意匠	一級建築士、構造設計一級建築士、 設備設計一級建築士	5
	二級建築士	3
構造	構造設計一級建築士	5
	一級建築士	3
	二級建築士	1
電気	建築設備士、技術士、設備設計一級建築士	5
	一級建築士	3
	一級電気工事施工管理技士	1
機械	建築設備士、技術士、設備設計一級建築士	5
	一級建築士	3
	一級管工事施工管理技士	1

※ 「技術士」の資格は、当該分野における技術士とする。

② 配置予定技術者の業務実績

各配置予定技術者の平成22年4月1日から参加表明書類の提出期限である令和7年12月9日(火)までに当該業務が完了した実績を評価する。

ただし、実績と本業務の分担業務分野は、同じであること。

配点計算については、②配置予定の各技術者の業務実績（配点）×同種・類似業務（係数）×実績評価（係数）で算定した値（小数点第2位までとして、四捨五入する。）とする。ただし、次のア、イの係数表に該当しない場合は、0点とする。

また、各配置予定技術者の配点合計は、小数点第1位を四捨五入する。

ア 同種・類似業務の係数表

種類	内容	係数
同種	延床面積1,500㎡以上の小・中学校、特別支援学校の増築または松本市における延床面積1,500㎡以上の長寿命化改良事業及び大規模改造事業の基本設計及び実施設計業務の実績	1.0
類似①	延床面積1,500㎡以上の学校教育法第1条による施設で小・中学校、特別支援学校以外における増築の基本設計及び実施設計業務	0.8

類似②	延床面積 5 0 0 m ² 以上 1, 5 0 0 m ² 未満の小・中学校、特別支援学校の増築または松本市における延床面積 5 0 0 m ² 以上 1, 5 0 0 m ² 未満の長寿命化改良事業及び大規模改造事業の基本設計及び実施設計業務の実績	0.6
類似③	延床面積 5 0 0 m ² 以上 1, 5 0 0 m ² 未満の学校教育法第 1 条による施設で小・中学校、特別支援学校以外における増築の基本設計及び実施設計業務	0.4

イ 実績評価の係数表

過去の実績での立場	管理技術者の 実績評価の場合	主任担当技術者の 実績評価の場合
管理技術者	1.0	1.0
主任担当技術者	0.6	1.0
担当技術者	0.3	0.6

(4) 提出件数

参加表明書は、1 事業者につき 1 件とする。

(5) 提出書類

ア 参加表明書（様式第 1 号）

イ 設計業務実績調書（様式第 2 号）

ウ 管理技術者の経歴書（様式第 3 号）

エ 主任担当技術者の経歴書（様式第 4 号）

オ 協力事務所届（様式第 5 号）

カ 一級建築士事務所の登録証の写し

キ 資格所有を証明する書類（資格者証の写し等）

ク 常勤または社員を証明する書類（保険証の写し等）

ケ 履行期限、対象延べ面積、業務実績を証明する書類（PUBDIS、確認申請図書等）

(6) 提出部数

3 部（正 1 部、副 2 部）

(7) 提出期限等

ア 提出期間

令和 7 年 9 月 2 4 日（水）から令和 7 年 1 0 月 1 5 日（水）午後 5 時まで

イ 提出方法

(ア) 提出先は、事務局とし、持参または郵送によるものとする。

(イ) 持参の受付時間は、平日の午前 9 時から午後 1 2 時まで、午後 1 時から午後 5 時までとする。

また、書類確認を行うため、事前に来庁時間を予約すること。

(ウ) 郵送の場合は、書留郵便として、令和 7 年 1 0 月 1 5 日（水）までの消印があるものを有効とする。

また、宛名記載面に「プロポーザル参加表明書類在中」と朱書きすること。

(8) 第一次審査結果の通知

審査の結果については、令和 7 年 1 0 月 2 4 日（金）に全ての参加者に対して、参加表明書に記載したメールアドレス宛てに電子メールで通知する。（ただし、参加及び審査状況により、変更となる場合がある。）

9 第二次審査

(1) 審査内容

技術提案書等の審査及びプレゼンテーション・ヒアリングの内容を踏まえ、審査委員会委員が次の事項を審査する。

審査結果により、評価点が最も高い提案者から第1位契約候補者、第2位契約候補者として選定する。

なお、審査の結果、技術評価点が70%（504点）に満たない場合は、契約候補者として選定しない。

また、技術評価審査において、全参加者が失格となった場合には、全参加者に対して再提案を求める。

(2) 評価項目及び配点

ア 二次審査 800点満点（技術評価点720点（90%）、価格評価点80点（10%））

(ア) 技術評価

評価項目	評価の着目点	評価事項	配点	配点内訳
1 業務の実施方針	業務の理解度及び取組意欲	(1)業務内容の理解度	160 点	40 点
		(2)業務背景の理解度		40 点
		(3)手続きの理解度		40 点
		(4)業務への積極性		40 点
	実施方針の的確性・実現性	(1)業務の取組体制	120 点	40 点
		(2)設計チームの特徴（協力体制・業務分担体制） ※アドバイザーの選任がある場合、評価に反映させる。		40 点
		(3)設計上の配慮事項等への的確性、独創性、実現性		40 点

評価項目	評価の着目点	評価事項	配点	配点内訳
2 整備コンセプトに対する技術提案	(1) 特別支援学校に必要な機能や児童の特性に配慮し、小学校と特別支援学校の交流を育む校舎	設定したコンセプトに対する技術提案について、的確性（与条件との整合性がとれているかなど）、実現性（提案が理論的に裏付けされており、説得力のある提案となっているかなど）を考慮して提案ごとに総合的に判断する。	440 点	200 点
	(2) 環境に配慮し、安心・安全に快適な生活を送ることができる校舎			120 点
	(3) 学校活動等への影響を最小限に抑え、安全かつ円滑な工事計画			120 点
技術評価 合計			720 点	

(イ) 価格評価

(最低提案見積額 ÷ 当該提案見積額) × 80 点	80 点
価格評価 合計	80 点

イ 業務実施方針及び整備コンセプトに対する技術提案

提出された技術提案書、ヒアリングの内容を踏まえ、審査委員会により総合的に判断を行う。

ウ 受託予定金額

受託金額見積書（様式第 9 号）に記載の受託予定金額のうち、最低金額を記載した者の評価点 80 点とする。その他の者の評価点は、下記により算出する。（小数点第 2 位までとする。（四捨五入））

【算出方法】

価格点 = (最低受託予定金額 ÷ 当該受託予定金額) × 80 点

エ 総合点が同点の場合は、2 整備コンセプトに対する技術提案の評価が高い者を上位の者とする。

(4) 第二次審査結果の通知

審査の結果については、令和 7 年 12 月 24 日(水)に全ての参加者に対して、参加表明書に記載したメールアドレス宛てに電子メールで通知する。（ただし、参加及び審査状況により、変更となる場合がある。）

(5) 提出件数

技術提案書は、1 事業者につき 1 件とする。

(6) 提出書類

- ア アドバイザー選任届(様式第6号) ※選任する場合のみ
- イ 技術提案書(様式第7号)
- ウ 業務実施方針に関する提案書(様式第8号)
- エ 整備コンセプトに関する提案書(様式第9号)
- オ 受託金額見積書(様式第10号)

(7) 提出部数

- 15部(正1部、副14部)
- ただし、受託金額見積書のみ、正1部とする。
- 副本は、社名が特定できる記載等除くこと。
- 各部クリップ止めとする。

(8) 提出期限等

- ア 提出期間
令和7年11月17日(月)から令和7年12月9日(火)午後5時まで
- イ 提出方法
 - (ア) 提出先は、事務局とし、持参または郵送によるものとする。
 - (イ) 持参の受付時間は、平日の午前9時から午後12時まで、午後1時から午後5時までとする。
また、書類確認を行うため、事前に来庁時間を予約すること。
 - (ウ) 郵送の場合は、書留郵便として、令和7年12月9日(火)までの消印があるものを有効とする。
また、宛名記載面に「プロポーザル技術提案書在中」と朱書きすること。

(9) 留意事項

- ア 技術提案書等は、公表する場合がある。ただし、本市と提出者との協議において、公表されることにより提出者の権利が著しく阻害されると認められる内容を除くものとする。
- イ 技術提案書等は、プロポーザルを行う必要な範囲内において複製、複写することができるものとする。
- ウ 技術提案書等に含まれる第三者の著作権の使用に関しては、提出者が第三者の承諾を得ること。
- エ 技術提案書は、文章での表現を原則とし、基本的考え方を簡潔に記述すること。なお、記入する文字の大きさは、図表を含め全て11ポイント以上とすること。
- オ 視覚的表現については、文章を補完するための必要最小限な範囲においてのみ認める。具体的な建物の設計またはこれに類する表現、詳細・細部の描き込みや、簡易でない表現は不可とする。

(10) 提案者プレゼンテーションの実施

- 提案書の内容について、以下のとおり技術提案書の提出者ごとにプレゼンテーションを行う。
- ア 実施日(予定)
令和7年12月16日(火)
※詳細については、提案者に別途通知する。
- イ 実施場所
松本市役所庁舎

ウ 出席者

実際の設計担当者となる者を含めて5名以内とする。

説明及び質疑応答については、管理技術者または意匠主任担当技術者が行うこと。

エ プレゼンテーション・ヒアリング内容

技術提案書の評価項目②・③の内容について、1事業者当たり説明時間は、20分程度で説明すること。その後、質疑応答を20分程度行う。

説明は、パワーポイントを使用することを可とするが、説明内容は、技術提案書と同一とすること。

プロジェクター、スクリーン、マイクは、事務局で準備するが、パソコンは、提案者側で用意すること。

オ 失格事項

プレゼンテーションに参加しない場合や災害や交通機関の事故などのやむを得ないと判断される正当な事由がなく、指定時刻に遅れた場合は、失格とする。

10 設計委託業務の契約

- (1) 第1位契約候補者として決定した者と業務の詳細や必要な協議を行い、契約締結の交渉をする。
- (2) 第1位契約候補者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合または第1位契約候補者の本プロポーザルにおける失格事由もしくは不正と認められる行為が判明した場合は、順次、次の順位以降の者を繰り上げて、その者と契約の交渉を行う。
- (3) 契約手続は、松本市財務規則（昭和3年規則第10号）及び関係規程に定めるところによるものとする。

11 提出書類の取扱い

- (1) 提出されたすべての書類は、返却しない。なお、提出された参加表明書は、技術提案書の提出者の選定以外に提出者に無断で使用しない。
- (2) 提出後の差し替え及び追加・削除は認めない。
ただし、提出書類の脱漏または不明確な表示等があり、市が変更を認めたときはこの限りではない。
また、参加表明書及び技術提案書に記載した配置予定の技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合は、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。
- (3) 情報公開は、松本市情報公開条例（平成13年12月20日条例第72号）に基づく。
- (4) 技術提案書の選定後に、提案内容を適切に反映した特記仕様書の作成のため、業務の具体的な実施方針について提案を求めることがある。

12 その他留意事項

- (1) 提出書類の作成、本プロポーザルの参加に要する費用は、全て提出者の負担とする。
- (2) 本プロポーザルの参加表明書を提出した後、参加を辞退する場合には、速やかにその旨と理由を記載した参加辞退届（様式第14号）を提出すること。

- (3) 本プロポーザルに参加を希望する参加者は、本業務の提案にあたって知り得た情報等について、一切の事項をいかなる場合も他の者に漏らすことを禁止する。
また、当市から提供する資料についても、他の者に閲覧させること、複写させること及び譲渡することを禁止する。
- (4) 本プロポーザルの参加者は、不知または内容の不明を理由として、異議を申立てることはできない。
- (5) 本手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とすること。
- (6) 次のいずれかに該当する場合は、失格とする。
 - ア 資格要件を満たさない者が書類を提出した場合
 - イ 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
 - ウ 記載すべき事項の全部または一部が記載されていない場合、記載すべき事項以外の内容が記載されている場合
 - エ 提出する技術提案書について、提出前後に市の許可なしに第三者へ閲覧させた場合
 - オ 審査の公平性に影響を与える行為があったと審査委員会が認めた場合
 - カ 審査委員会、事務局関係者に、本プロポーザルに関して不正な接触または要求をした場合
 - キ その他、審査委員会が不適格と認めた場合

13 工事受注資格の喪失

本業務の受注者（協力事務所を含む）及び本業務の受注者と資本・人事面等において関連があると認められる製造業者または建設業者は、本事業に係る全ての工事の入札参加または工事（下請け工事を含む。）を請け負うことはできない。

14 問合せ先

- (1) 郵便番号 〒 3 9 0 - 0 2 2 1
- (2) 所在地 長野県松本市大手 3 丁目 8 番 1 3 号（大手事務所 4 階）
- (3) 部署名 松本市教育委員会学校教育課学校施設担当 担当：横山
- (4) 電話番号 0 2 6 3 - 3 3 - 9 8 4 7
- (5) F A X 番号 0 2 6 3 - 3 4 - 3 2 0 6
- (6) E-mail g-kyoiku@city.matsumoto.lg.jp